

計測器校正の勘どころ

ISO/IEC17025 編(第2回)・DAP 申請の場合

アンリツカスタマーサポート株式会社
計測テクニカルセンター
山崎 俊雄

《はじめに》

前回は、自動車産業向けの国際規格で推奨されている校正の内容をご紹介いたしました。今回は製品安全試験・認証で名高い UL の場合をご紹介します。パソコンの AC アダプタに必ず付いている認証マークでお馴染みの UL ですが、ここでは試験・測定機器の管理方法に注目してみましょう。今回もよろしくお付き合いください。

1. UL とは

UL (Underwriters Laboratories Inc.: アメリカ保険業者安全試験所) は、米国に本拠を置く非営利組織で、部品・器具・製品などの機能や安全性を評価して、これを認証することを主業務としています。認証自体は任意の制度ですが、製品の安全性を客観的に評価する制度として広く世界的に認知されています。

通常の認証申請は試験サンプルを UL 試験所へ持ち込んで行いますが、製品の供給者が自身の試験サイトを使用し、UL エンジニアの立会いのもとで試験を行うことがあります。このような認証手順はデータ・アクセプタンス・プログラム (DAP) と呼ばれています。

2. DAP に使われる試験・測定機器への校正要求

現在、DAP に使われる試験・測定機器への校正要求事項を記載した以下の文章が公表されています^{*1}。

- ①校正証明書の分析: 文書番号 00-OP-C0032
- ②認定校正業者の検索方法: (文書番号なし)
- ③機器の精度/選択: 文書番号 00-OP-C0034
- ④機器の校正周期: 文書番号 00-OP-C0045
- ⑤機器-社内校正要求事項: 文書番号 00-OP-C0038

上記で社外の校正機関での校正に対する要求事項を記したものは①と②になります。①は試験・測定機器を社外で校正したときに得られる校正証明書の適否を詳述した文章です。主に ISO/IEC17025 で要求される事項を含むことが求められていますが、そこには認定校正機関の保証(ロゴ)も含まれています。

3. ISO/IEC17025 認定校正機関での校正

①の内容は試験・測定機器の社外校正は、可能な限り ISO/IEC17025 認定校正機関で行うことを推奨しています。①の冒頭で、社外校正の校正証明書には以下の4項目を含むことを求めています。

- a) 校正が ISO/IEC 17025 の要求事項に準拠していることの記述
- b) 校正試験所を認定した認定機関の名前
- c) その認定証明書番号への参照
- d) 校正が認定の適用範囲内であることの記述

実際に、JCSS や A2LA の ILAC-MRA ロゴ入り校正証明書であって、校正結果の校正不確かさが認証試験仕様に適したものであれば問題はありません。

4. 認定校正機関を検索する

UL では①の要求を満たすために認定校正機関の検索方法にも言及しています。②がその文章ですが、国内や海外の著名な認証機関のホームページから認定校正機関を検索することを推奨しています。

しかし、検索範囲が全世界というのも範囲が広くなりすぎて困りものです。この点を UL に確認^{*2}したところ、(日本の場合)検索範囲は日本国内までで、海外での校正までは求めない、とのことでした。しかし認定校正機関を利用できない場合の対応が必要になり、こちらも手間がかかります。できるだけ認定校正機関を利用することが望ましいことには変わりはありません。

^{*1}: <http://www.ul.com/japan/jpn/pages/services/productsafetycertification/dataacceptance/>

^{*2}: 2014年7月、UL Consumer Technology Division に確認

チェック!

UL の DAP において、保有する試験・測定機器の社外校正は ISO/IEC17025 の要求事項に適合させることが求められています。国内の認定校正機関を検索し、利用可能な校正機関を把握することが必要です。